

施策体系・取組一覧

基本施策（7）		基本的取組（32）		具体的取組（97）	
1	自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る	1	県民や事業者等の防犯意識の啓発	1	自治会等を対象とした県職員による防犯のまちづくり出前講座等の実施
				2	子供から高齢者まで幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施
				3	防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
				4	若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進
		2	様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信	5	ホームページ、広報紙、SNS等、様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
				6	子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
				7	地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
		3	県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進	8	県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
				9	個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
				10	業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者の防犯活動への支援
				11	金融機関や深夜物品販売等事業者の防犯対策に対する支援
		4	在住外国人に対する防犯対策の普及啓発	12	在住外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進
2	お互いが支え合う地域社会の形成を図る	5	自主防犯活動のさらなる活性化	13	自治会、事業者、大学生等による自主防犯活動団体の新規結成の促進
				14	自主防犯活動団体への犯罪情報・防犯対策の提供やパトロール指導・助言等の実施
				15	自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
				16	青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体に対する支援
				17	自主防犯活動団体に対する表彰等の実施
		6	事業者等と連携した防犯活動の拡大	18	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者と連携した防犯活動の推進
				19	地域安全協定等に基づく地域の事業者等と連携した防犯活動の推進
		7	自主防犯活動の新たな担い手の確保・支援	20	防犯サポーターの拡充及び研修等の実施
				21	大学生等次世代の防犯活動の担い手の確保
		8	県民総ぐるみの防犯活動の推進	22	「埼玉県防犯のまちづくり推進会議」による県民総ぐるみの推進体制の強化
				23	県民、事業者・団体及び行政による「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施
				24	地域における自主防犯活動団体、事業者等、防犯サポーター及び行政の連携による防犯活動の推進
		9	虐待のない地域づくりの推進	25	児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進
		10	犯罪被害者等支援の充実・強化	26	埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

3	安全な都市環境の整備を図る	11	公共空間の防犯性のさらなる向上	27	防犯性の高い公共空間の整備の推進
				28	防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
				29	防犯のまちづくり実践事例集を活用した自治会等向け出前講座の実施
		12	防犯カメラの設置促進	30	公共空間への防犯カメラの整備の推進
				31	犯罪抑止重点地域を中心とした防犯カメラの設置と運用の普及
		13	防犯性の高い住宅の普及・拡大	32	インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断」の普及
				33	「住まいの防犯アドバイザー」による専門診断等の実施
				34	住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及
		14	空き地、空き家等対策の推進	35	市町村の空き家等対策計画策定や空き家バンク等の支援
4	子供を犯罪被害から守る	15	学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化	36	自主防犯活動団体、PTA、学校応援団、地元事業者等による登下校時の見守り活動等の促進
				37	各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用、通学路の定期的な安全点検の推進
				38	通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダーの配置
				39	こども110番の家による見守り活動の推進
				40	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業者との連携と情報発信
		16	学校を中心とした安全への取組の強化	41	全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
				42	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施
				43	学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供
				44	学校の防犯機器等の整備を行う市町村への支援
		17	子供の危機回避能力を高める取組の推進	45	私立学校と警察の連携による防犯教室等の実施の促進
				46	学校と警察の連携による防犯教室等の実施
				47	学校と警察との情報共有や各種資料の提供、非行防止教室の実施
				48	各学校における地域安全マップの見直しの推進
5	規範意識の高揚を図る	18	子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実	49	学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
				50	非行防止県民運動や非行防止キャンペーン等の啓発活動の実施
				51	非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
				52	インターネットの安全利用の啓発等の推進
		19	「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	53	少年を強盗の実行犯、特殊詐欺の「受け子」等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進
		20	薬物乱用対策の推進	54	薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
				55	乱用薬物の販売が疑われる店舗やデリバリー販売業者の監視指導
				56	乱用薬物に係るインターネット広告の監視

6	体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る	21	非行防止パトロール活動等の推進	57	非行防止パトロールの実施
				58	関係機関と連携した街頭補導活動の実施
				59	SNS等によるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
				60	SNS等で不適切な書き込みを行う子供に対する注意・指導の実施
		22	子供の立ち直り支援	61	関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
				62	少年に応じた指導助言、学習支援活動、各種体験活動等の実施
		23	大人社会のモラルの醸成	63	地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
				64	有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施
				65	県職員等による体験型啓発を盛り込んだ「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の実施
				66	民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
		24	特殊詐欺撲滅対策の推進	67	要援護高齢者等支援ネットワークによる高齢者の見守り活動の推進
				68	金融機関やコンビニエンスストア等における水際防止対策の徹底
				69	埼玉県老人クラブ連合会等を通じた高齢者への防犯情報の発信
				70	地域とのつながりの希薄化を解消する高齢者の社会参加の支援
				71	特殊詐欺等に関する相談体制の拡充
				72	事業者等と連携した被害防止啓発活動の推進
				73	地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取り締まりの強化
				74	市町村支援による被害防止対策の推進
		25	自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進	75	自転車・オートバイの施錠やツーロックの普及啓発を行う盗難防止キャンペーンの実施
				76	駐輪場などの防犯設備の整備を行う市町村への支援
				77	駐輪場等施設管理者、乗り物販売事業者等と連携した防犯対策に関する助言、啓発の実施
				78	市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施
				79	「乗り物盗は犯罪である」という意識を高めるための啓発活動の実施
		26	性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進	80	産学官による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
				81	企業や大学等との連携による女性社員や女子学生等向け研修等の実施
				82	女性を狙った犯罪発生情報の発信
				83	防犯用品の普及
				84	性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
				85	ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化
				86	ストーカーやDV等の被害防止対策等の啓発

		27	侵入窃盗被害防止対策の推進	87	自主防犯活動団体のレベルアップに必要な支援の実施
				88	侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発
				再35	市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク等の支援
		28	サイバー犯罪対策の推進	89	インターネット上の違法・有害情報の排除
				90	サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
				91	埼玉サイバーセキュリティ推進会議等の関係機関、団体と連携したサイバー空間の実態把握や情報共有
		29	正確な情報の効果的な発信	再5	ホームページ、広報紙、SNS等、様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
				再6	子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
				再7	地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
		再12	防犯カメラの設置促進	再30	公共空間への防犯カメラの整備の推進
				再31	犯罪抑止重点地域を中心とした防犯カメラの設置と運用の普及
7	警察活動の充実強化を図る	30	警察基盤・警察活動の充実強化	92	デジタル技術を活用した警察業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用
				93	女性警察官の積極的な採用
				94	制服警察官による街頭活動の強化
				95	警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用
		31	自主防犯活動団体との連携強化	96	自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施
		32	効果的な捜査・検挙活動の推進	97	各種装備機材等の整備及び効果的な捜査・検挙活動の推進

長期目標・施策指標一覧

【長期目標】

頁	長期目標	現状値	目標値	長期目標の説明
33	人口千人当たりの刑法犯認知件数	6.8 件 (R5 年)	5.4 件 (R11 年)	県内における 1 年間の人口千人当たりの刑法犯認知件数を、埼玉県 5 か年計画の目標値(5.5 件(令和 8 年))を上回る 5.4 件に減少させることを目指す。

【施策指標】

区分＝「新規」本計画から新たに設定、「継続」前計画の指標を継続

頁	区分	施策指標	現状値	目標値	施策指標の説明
36	継続	県職員による防犯のまちづくり 出前講座等の受講者数	6,507 人 /年度 (R5 年度末)	15,000 人 /年度 (R11 年度末)	犯罪情勢や防犯対策、特殊詐欺対策などを説明する出前講座の年間受講者数を 15,000 人に増加させることを目指す。
	継続	防犯のまちづくりホームページ へのアクセス件数	5,152 件/月 (R5 年度)	6,000 件/月 (R11 年度)	防犯のまちづくりホームページへの月平均アクセス件数を 6,000 件に増加させる ことを目指す。
38	継続	自主防犯活動が実施 されている地域の割合	86% (R5 年度)	90% (R11 年度)	県内における自治会・町内会などの区域のうち、自主防犯活動が実施されている 区域の割合を 90%に向上させることを目指す。
	継続	自主防犯活動団体への研修	4,323 団体 (R2～R5 年度)	全団体 (R7～11 年度)	令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間で、県内全ての自主防犯活動団体に対し て、活動の活性化を図るための研修を実施することを旨す。
	継続	青色防犯パトロール車両台数	763 台 (R5 年度末)	1,000 台 (R11 年度末)	県内で活動する青色防犯パトロール車両を、1,000 台に増加させることを目指 す。
	継続	埼玉県防犯のまちづくりに関す る協定締結事業者・団体数	158 事業者 ・団体 (R5 年度)	180 事業者 ・団体 (R11 年度)	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定の締結事業者・団体を、180 事業者・団体 に拡大させることを目指す。
40	新規	犯罪抑止重点地域における防犯 カメラの設置率	53.8% (R5 年度)	60% (R11 年度)	犯罪抑止重点地域（県警察が公開する窃盗 7 手口の認知件数が 年間 5 件以上の町字地域）における防犯カメラの設置率を 60%に 向上させることを目指す。

参考資料（長期目標・施策指標一覧）

頁	区分	施策指標	現状値	目標値	施策指標の説明
4 2	継続	通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校、義務教育学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校及び義務教育学校（さいたま市、中核市を除く）において見守り活動を実施するスクールガード・リーダーの配置を維持する。
	継続	こども１１０番の家の数	67,560 か所 (R5 年度)	70,000 か所 (R11 年度)	子供が犯罪に遭遇した場合等に避難できる県内のこども１１０番の家を 70,000 か所に増加させることを目指す。
	継続	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている、教職員を対象とした防犯に関する校内研修会の 100%開催を維持する。
	継続	児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている、児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の 100%開催を維持する。
	継続	学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校及び義務教育学校（さいたま市を除く）において、地域安全マップの更新（見直し）を毎年度実施することを目指す。
4 4	継続	学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている非行防止教室の 100%開催を維持する。
	新規	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	20 市町村 (R5 年度末)	全市町村 (R11 年度末)	「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」における再非行（犯罪）の防止や、非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けたキャンペーン、講演会、広報啓発等を県内全市町村が実施することを目指す。
4 7	新規	犯罪におびやかされることなく生活ができると感じる県民の割合	64.7% (R6 年度)	65% (R11 年度)	平成 23 年以降 50%前後で推移している県政世論調査における「犯罪におびやかされることなく生活できると感じる県民の割合」を 65%に向上させることを目指す。
	継続	自転車盗の認知件数	13,622 件 (R5 年)	11,000 件 (R11 年)	被害が多発している自転車盗の認知件数を 11,000 件に減少させることを目指す。
	継続	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	56 団体 (R5 年度末)	100 団体 (R11 年度末)	県内の企業・学校・各種団体が参加し、女性の犯罪への抵抗力を高める取組を行う「女性の安全・安心ネットワーク」の参加団体を 100 団体に拡大させることを目指す。
	継続	全市町村による「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の開催	24 市町村 (R5 年度末)	全市町村 (R11 年度末)	特殊詐欺対策機器の有効性を実感してもらう参加・体験型の「特殊詐欺被害防止ワークショップ」を県内全市町村が開催することを目指す。
	継続	「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦 高齢者全世帯 (R5 年度末)	単身・夫婦 高齢者全世帯 (R11 年度末)	民生委員等の協力をいただき高齢者世帯を訪問して防犯情報の提供などを行う「お達者訪問事業」により、高齢者単身世帯及び高齢夫婦のみの世帯を全戸訪問することを目指す。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例

平成16年3月26日

埼玉県条例第36号

（前文）

私たちのふるさと埼玉は、首都圏にあって、武蔵野の面影を残し、温暖な気候にも恵まれ、穏やかで、活力に満ちた彩り豊かな県である。しかし、都市化や情報化の進展など社会環境の変化による価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域の連帯感の希薄化、社会的な規範意識の低下などを背景に、子供、高齢者、女性等を狙った犯罪、インターネットを利用した犯罪、あるいは、街頭犯罪や侵入盗など、日常生活が営まれる場所で多くの犯罪が発生し、私たちの暮らしを脅かしている。

こうした犯罪は、人の目が行き届いていない、犯罪を行おうとする者が近づきやすい又は防犯意識が低い等の犯罪を行いやすい状況、すなわち、犯罪を誘発する「機会」を利用して行われる性格を有している。

このため、こうした犯罪の防止を図るためには、警察の活動とともに私たち一人一人が、自ら犯罪を防止する意識を持って、私たちが住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めて、犯罪を誘発する機会を取り除き、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進することが必要である。

まず、隣近所同士で「おはよう」の挨拶を交わそう、そして、手を携えて「防犯のまちづくり」を推進しよう。

ここに、私たち県民は、共に力を合わせて、犯罪のない、安全に、安心して暮らせる埼玉を築くことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 防犯のまちづくりは、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい環境の整備を行い、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現することが、県民の豊かでゆとりある生活の基盤となることに鑑み、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

（1）自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ること。

（2）お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。

- （３）安全な都市環境の整備を図ること。
- （４）子供、高齢者、女性等を犯罪被害から守ること。
- （５）規範意識の高揚を図ること。

（県の責務）

第３条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２ 県は、防犯のまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が防犯のまちづくりに関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第４条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

２ 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりについての理解を深め、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２ 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（減らそう犯罪の日）

第６条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

２ 減らそう犯罪の日は、１０月１１日とする。

３ 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第７条 県は、防犯のまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町村、県民及び事業者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

２ 県は、防犯のまちづくりに関する情報収集に努めるとともに、市町村と協力して、自治会その他の地域における団体、事業者、県民等（以下これらを「県民等」という。）が行う防犯のまちづくりのための自主的な活動に対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（推進計画の策定等）

第8条 県は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）その他防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、前項第1号の長期的な目標を策定するに当たっては、具体的な指標を定めるよう努めるものとする。

4 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民及び事業者の意見を聴かなければならない。

5 県は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 県は、市町村が推進計画を策定する場合には、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（啓発活動及び広報活動）

第9条 県は、防犯のまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、市町村と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（子供、高齢者、女性等の安全の確保）

第10条 県は、市町村及び県民等と連携して、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校等における児童等の安全の確保）

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、次項に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保をするよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

（通学路等における児童等の安全の確保）

第12条 児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、当該通学路等の施設の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

3 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、危害の発生を防止するための避難誘導等の保護の措置その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

（児童等の教育の充実）

第13条 県は、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童等が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した道路等の整備）

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（空地又は空家における犯罪防止の措置）

第15条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、柵を設置し、又は出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、県の区域において住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（盗難の防止に配慮した自動車等の普及）

第17条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びにひったくりによる被害その他の盗難を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の自動車等並びに装置及び用具の普及のため、自動車等の製造又は販売を業とする者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第18条 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）に物品の販売等を業として行う者（規則で定める者に限る。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

3 個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第三号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

（防犯カメラの設置及び利用基準）

第19条 道路、公園その他の公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置する場合には、その設置者は、次項に規定する防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針を定めるものとする。

（犯罪被害者等の支援）

第20条 県は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間支援団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第21条 県は、防犯のまちづくりが総合的に推進されることが重要であることに鑑み、市町村及び防犯のまちづくりのための自主的な活動を積極的に支援するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の公表等）

第22条 第8条第4項及び第5項の規定は、知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会がこの条例の規定により指針を策定する場合に準用する。

（見直し）

第23条 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第54号）

この条例中第9条第1項の改正規定は学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から、その他の規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年7月8日条例第39号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月18日条例第42号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

平成 16 年 6 月 29 日

埼玉県規則第 56 号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成 16 年埼玉県条例第 36 号）第 18 条第 2 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が 250 平方メートル以上のものをいう。）を営む者
- 二 コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が 1 日 14 時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が 30 平方メートル以上 250 平方メートル未満のものをいう。）を営む者
- 三 音楽・映像記録物賃貸業（主としてコンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸する業をいう。）を営む者
- 四 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（同令第 17 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に該当するものを除く。）をいう。）を営む者

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県防犯指針について

1 指針策定の主旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成１６年埼玉県条例第３６号。以下「条例」という。）に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」を定め、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するものである。

2 指針策定の根拠及び策定者区分

区分	条例の根拠規定	策定者
学校等における児童等の安全を確保するための指針	条例第１１条第２項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	条例第１２条第２項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	条例第１４条第２項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針	条例第１６条第２項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針	条例第１８条第４項	知事及び県公安委員会が共同して策定
防犯カメラの設置と利用に関する指針	条例第１９条第２項	知事及び県公安委員会が共同して策定

3 指針の概要

（１）学校等における児童等の安全を確保するための指針

学校、専修学校高等課程、各種学校（外国人の児童、生徒及び幼児に教育を行っているもの）及び児童福祉施設の施設内において、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

（２）通学路等における児童等の安全を確保するための指針

学校等の児童等が通学、通園に利用している道路並びに児童等が日常に利用している公園及び広場等での児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

（３）犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的に定めたものである。

（４）犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的に定めたものである。

（５）犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

インターネットカフェ等の事業者に対する店舗における防犯上の配慮事項等を示すことにより、従業員等の安全を確保することを目的に定めたものである。

（６）防犯カメラの設置と利用に関する指針

道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的に定めたものである。

学校等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第11条第2項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に入所、通園、通学している乳児、幼児、児童及び生徒

（2）指針の位置づけ

ア 県立学校の管理者は、この指針に基づき具体的方策の実施に努めるものとする。

イ 県立以外の学校を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。

ウ この指針は、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて防犯対策推進体制を整備し運用するものとする。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

学校等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、正当な理由なく学校等に 立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要に応じ、次のような対策の実施に努めるものとする。

（1）出入口の限定、門扉の施錠

- (2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (3) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (4) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪証の使用の要請
- (5) 来訪者へのあいさつ・声かけの励行
- (6) 不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの作成
- (7) 学校等の敷地内及び周辺の定期的な巡回の実施

2 施設・設備の点検整備

設置者等は、不審者侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、学校施設等の安全点検日を設定し、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 門扉、フェンス、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- (2) 保育室、教室、職員室の配置等
- (3) 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) 死角の原因となる障害物等
- (5) 避難の妨げとなる障害物

3 児童等に対する防犯教育の充実

設置者等は、児童等が犯罪被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、防犯教育を計画的に実施するとともに、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時における防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 「地域安全マップの作成」等、地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ防犯教室等の実施

4 保護者、地域及び関係機関・団体と連携した安全対策

設置者等は、保護者、地域及び関係機関と連携し、児童等の安全を確保するため次のような方策の実施に努めるものとする。

- (1) 地域、保護者、ボランティア等への学校等の敷地内及び周辺パトロールの依頼
- (2) 児童等の登下校時等における保護者、ボランティア等の見守り活動の実施依頼

（３）不審者に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示など、速やかな周知体制の整備

（４）警察官に学校等の周辺のパトロール及び学校等への立ち寄りの依頼

（５）不審者発見時の警察及び学校等への通報

（６）「子ども１１０番の家」の設置の拡大に向けた関係機関への働きかけ

（７）休日等における安全の確保

ア 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の活動（以下「休日等」という。）における防犯体制の整備

イ 休日等の緊急連絡体制の整備

５ 緊急時に備えた体制整備

設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域及び警察署、消防署等の関係機関や団体と連携し、次のような方策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策に努めるものとする。

（１）教職員等の危機管理意識を高めるための研修・訓練の実施

（２）学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡方法の決定

（３）近隣の学校等間における情報交換体制の整備

（４）学校等の内外における安全確保に関しての警察署及び消防署等への協力依頼

（５）不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員の連携に基づく緊急体制（室内での監視、侵入阻止、排除体制等及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立

（６）警察署及び消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換

（７）学校等、県、市町村その他の関係機関及び団体間における情報連絡網の整備

（８）警察署及び消防署等の協力による、教職員、保護者等による防犯訓練、応急手当の訓練の実施

通学路等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第12条第2項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に通園、通学している幼児、児童及び生徒

ウ 通学路等

この指針における通学路等は、次に掲げるものをいう。

学校等の児童等が通園、通学に利用している道路及び児童等が日常に利用している公園、広場等

（2）指針の位置づけ

この指針は、通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。

（3）指針の適用

この指針の適用に当たっては、法令、条例等との関係、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で対応するものとする。

（4）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等の安全な環境整備の基準は、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」（「第2 道路に係る防犯指針」及び「第3 公園に係る防犯指針」）によるものとする。

2 地域住民との連携

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者は自治体及び警察と連携し、児童等の安全を確保するため通学路等において次のような方策の実施に努めるものとする。

- （1）児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他児童等の安全確保のための活動等の協力体制の確立
- （2）児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報、その他児童等の安全確保に関する情報伝達及び交換のシステム並びに情報の内容に応じた対策等の整備
- （3）安全点検の実施及び危険箇所の改善に向けた取組の実施
- （4）危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第14条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される道路等を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、管理者や設置者が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る計画、設計、改善及び整備上の配慮事項を示すものである。

（3）指針の適用

この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、計画や設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

（4）施策の推進

この指針に基づく施策の推進に当たっては、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、地域住民が不安を感じる事案や道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備を図るよう努めるものとする。

（5）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3つの基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1）人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目（視線）」を自然な形で確保し、犯罪企図者（注1）に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせること

により犯罪を抑止する。

（２）犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

（３）地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯のまちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪を抑止する。

第２ 道路に係る防犯指針

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、安全な交通の確保の観点等から必要な範囲内において、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）防護柵や植栽等による歩道と車道との分離

（３）周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保

（４）夜間における概ね３ルクス以上の平均水平面照度（注２）の確保

（５）地下道など犯罪発生の危険性の高い道路における、非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

（６）路面にこぶのようなもの（ハンプ）を設置したり、車道を部分的に狭めたりすることなどによる、身近な生活道路における通過交通車両の交通量や速度の抑制対策の実施

（７）上記の事項を配慮した道路であることの標示

第３ 公園に係る防犯指針

公園内で発生する犯罪や児童などへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保

（２）遊具等の適正な配置による周囲からの見通しの確保

（３）周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保

（４）夜間における照明灯等による概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（５）公園内への非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

（６）公園内に便所を設置する場合の配慮事項

ア 周囲からの見通しが確保された場所への設置

イ 建物の出入口付近や内部における、概ね５０ルクス以上の平均水平面照度（注３）の確保

ウ 個室等への防犯ベル等の設置

（７）上記の事項を配慮した公園であることの標示

第４ 自動車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自動車の盗難や車内の金品の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分

（３）見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置

（４）駐車の用に供する部分における、概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（５）利用者への防犯に関する注意の呼びかけ

（６）管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

（７）駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等の設置や、管理人の配置による車両の出入りの管理

第５ 自転車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自転車などの盗難等の犯罪を防止するために、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分

（３）見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置

（４）チェーン用バーラック（注４）、サイクルラック（注５）等の設置による自転車の盗難防止対策の実施

（５）駐車の用に供する部分における、概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（６）利用者への防犯に関する注意の呼びかけ

（７）管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

- （注１） 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- （注２） 「概ね３ルクス以上の平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）」とは、人の行動を視認できる程度以上の照度をいい、４メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上のものをいう。
- （注３） 「概ね５０ルクス以上の平均水平面照度」とは、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度をいい、１０メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上のものをいう。
- （注４） 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。
- （注５） 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、１台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第16条第2項の規定に基づき、住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、新築される住宅及び改修される住宅を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有又は管理する者（以下「事業者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅の計画・設計に係る防犯指針

1 防犯性の向上のあり方

防犯性の向上に当たっては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約や経済性とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。

また、個々の計画・設計により新築・改修された住宅及びその周辺における環境は、住民相互の防犯意識の向上や、関係機関・団体等の協力により、適切に維持管理し、防犯性の向上に努める必要がある。

2 配置計画

事業者等は、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を踏まえて、見通しの確保及び防犯性の向上策を検討する。

3 各部位の計画・設計

事業者等は、各部位の計画・設計に当たっては、次のことに留意することが必要である。

なお、住宅所有者の自由と権利を制限することのないように配慮する。

（１）共用通行部分（注１）の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。
- ウ エレベーターは、非常時に、かご内から外部に連絡できるようにする。

（２）玄関の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 扉は、破壊されにくいようにする。また、こじ開けられにくいようにする。
- ウ 扉の錠は、破壊されにくいようにする。また、解錠されにくいようにする。
- エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保するようにする。

（３）窓の計画・設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されにくいようにする。

（４）屋外施設（注２）の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。
- ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

（注１） 共同住宅の廊下や階段など、居住者等が共同で利用する部分

（注２） 駐車場や駐輪場など、屋外に設置する施設

犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第18条第4項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を示すことにより、店舗における従業員等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第3条第3号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者（以下「個室事業者」という。）が営業する店舗を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、個室事業者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

個室事業者は、店舗における従業員等の安全を確保するため、次の対策に努めるものとする。

1 店舗の安全対策

（1）店舗管理者の選任

個室事業者は、店舗ごとに管理者（以下「店舗管理者」という。）を置き、店舗の安全管理及び従業員等に対する安全対策に努めるものとする。

（2）責任者の指定

店舗管理者が不在となる時間帯においては、勤務中の従業員の中から責任者を指定し、従業員等に対する安全対策を講じさせる。

なお、責任者を指定する場合には、一定の経験を有する者を指定するよう配慮する。

（３）店舗の防犯対策

ア 利用客の本人確認

個室事業者は、会員制度の導入又は利用者名簿の備付けにより、利用客の本人確認に努めるものとする。

なお、利用客の本人確認に当たっては、運転免許証等の写真付きの証明書の提示を受ける方法によって確認し、他人の成りすましに留意するほか、本人確認がとれない利用客については、入店させないように努めるものとする。

イ 防犯設備の設置

個室事業者は、店舗の防犯効果を高めるため、店舗出入口、受付、通路等の共用スペースにおける防犯カメラの設置のほか、利用客が扉を自由に施錠でき、かつ、壁及び扉で仕切られることにより外部から内部を直接視認することが困難である個室（壁又は扉に目隠しをすることが可能であるものを含む。以下「完全個室」という。）には緊急連絡用の通報装置（以下「非常通報装置」という。）を設置するなど、店舗内の安全対策に努めるものとする。

ウ 防犯設備の点検

店舗管理者は、防犯カメラ及び非常通報装置などの防犯設備について定期的に点検し、正常に作動していることを確認する。

エ 店舗の新設又は改修する際の留意事項

店舗を新設する場合、又は改修を行う場合には、完全個室における緊急事態に対処するため、外部から開錠ができる設備の整備等に努めるものとする。

（４）留意事項等の掲示

個室事業者は、受付及び個室等利用客から見える場所に、店舗内に防犯設備を設置していることなど、店舗における利用客の留意事項等を掲示するよう努めるものとする。

２ 従業員の安全確保

（１）責任者に対する指導

店舗管理者は、全ての責任者に対し、安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

（２）従業員に対する指導

店舗管理者及び責任者は、従業員に対し、次の事項について指導を行うものとする。

なお、新たに雇用する従業員に対しては、事前に安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

ア 利用客への対応

利用客のいる個室には単独で入室することはせず、受付又は通路等の共用スペースにおいて利用客の対応を行うものとする。

やむを得ず、利用客のいる個室に入室する場合には、複数人で対応を行うものとする。

イ 利用客のいない完全個室に入室する場合

利用客のいない完全個室に入室し、清掃及び機器の点検等を行う場合には、施錠して作業を行い、利用客の侵入防止に努めるものとする。

ウ 従業員同士の連携

利用客への対応及び利用客のいない完全個室へ入室する場合には、責任者又は他の従業員と連携するよう努めるものとする。

（３）勤務状況の把握

店舗管理者及び責任者は、店舗内における従業員の勤務状況の把握に努め、従業員と一定時間連絡が取れない事態が起きないように努めるものとする。

３ 対応マニュアルの策定

個室事業者は、店舗内において発生すると予測されるトラブル又は緊急事態に対し、従業員が的確に対応することができるよう、安全対策を定めた対応マニュアルの策定に努めるものとする。

防犯カメラの設置と利用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- （1）この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、県民等の人権を保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し配慮する必要がある事項を示すものである。
- （2）この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとする。

1 定義

（1）防犯カメラ

この指針における防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

（2）防犯カメラの設置者

この指針における防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいう。

ア 県

イ 市町村

ウ 商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体）

エ 自治会、町内会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその他の地域における団体）

オ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定により鉄道事業の経営について国土交通大臣の許可を受けた者

カ 県及び市町村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2第3項に規定する指定管理者

（３）設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいう。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 鉄道の駅の自由通路

２ 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行うものとする。

- （１）防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとする。
- （２）防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの運用責任者を置くものとする。
- （３）防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- （４）設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- （５）設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。
 - ア 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- （６）設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。
 - イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。
 - ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- （７）設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。
- （８）防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること

ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の取扱いの制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること

（ア）画像の保存期間

（イ）画像の廃棄方法

（ウ）画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

3 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨に則り、県民等の人権を侵害しないように努めるものとする。

埼玉県特殊詐欺撲滅条例

平成 31 年 3 月 19 日

埼玉県条例第 8 号

（目的）

第 1 条 この条例は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害の防止に関し、県の責務等を明らかにし、及び特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する対策を総合的に推進し、もって県民の財産を守ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１） 特殊詐欺 振り込め詐欺及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺をいう。

（２） 振り込め詐欺 次に掲げる詐欺（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 246 条の罪をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び電子計算機使用詐欺（同法第 246 条の 2 の罪をいう。二において同じ。）をいう。

イ オレオレ詐欺 親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ロ 架空請求詐欺 架空の事実を口実に金品を要求する文書等を送付するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ハ 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ニ 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って、現金自動預払機（第 7 条及び第 8 条第 2 項において「ATM」という。）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

（３） 振り込め詐欺以外の特殊詐欺 有価証券等の売買、宝くじの当せん番号等の特定の情報の提供、異性との交際のあっせんその他の名目で、対面することなく不特定多数の者に虚偽の情報を提供する等して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺等（前号に掲げる詐欺を除く。）をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策の推進に当たっては、他の都道府県と連携を図るものとする。

（市町村への協力）

第4条 県は、市町村が特殊詐欺の被害の防止に関する施策を策定し、及び実施するために必要な協力及び支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、県、市町村等から発信される特殊詐欺の犯行の態様等の情報を踏まえ、キャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。第7条及び第8条第2項において同じ。）、預貯金通帳等を第3者に渡さないようにする等、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、事業者が特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、特殊詐欺の被害の防止に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、特殊詐欺の犯行の態様等に鑑み、県と連携協力し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者に対する声掛け、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の特殊詐欺の被害の防止に関する取組を実施するよう努めるものとする。

（普及啓発）

第8条 県は、特殊詐欺の被害の防止に対する県民及び事業者の関心と理解を深めることにより、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止を図る上で金融機関等の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の金融機関等の事業者が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する取組について広報活動その他の啓発を行うものとする。

（県民等の自主的な活動の促進）

第9条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（次条第2項及び第13条において「県民等」という。）による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第10条 県は、市町村に対して、特殊詐欺の発生状況その他の特殊詐欺の被害の防止のために必要な情報を提供するものとする。

2 県は、県民等による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するため、情報を提供するものとする。
（被害防止のための助け合いの取組）

第 11 条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起するよう努めるものとする。

2 県民は、家族及び地域住民が特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、特殊詐欺の被害の防止に努めるものとする。

（通報）

第 12 条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（1） その言動から特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したとき。

（2） 自己又は家族が特殊詐欺の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者若しくは特殊詐欺の犯行を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 警察官は、前2項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、適正に処理するものとする。

（運用上の留意事項）

第 13 条 この条例の運用に当たっては、県民等の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

（財政上の措置）

第 14 条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。